

# 大使館便り

第235号 令和4年10月6日  
在ポルトガル日本国大使館

## 1. 牛尾大使からの御挨拶

先月9月は弔問外交の晩夏／初秋でもありました。19日にはエリザベス二世英国国王陛下の国葬が、日本から天皇皇后両陛下も参列されて執り行われました。それに先立って当地リスボンにおける英国大使館で開かれた弔問記帳では、本使が赴いてポルトガル在留邦人の皆様を代表する思いも込めてしかと弔辞を記しましたので、この場を借りて報告いたします。

27日には安部元総理の国葬儀が執り行われました。日本国内では賛否両論の議論が起りましたが、海外では概ね「ABE」は複雑な国際場裡においても日本のプレゼンスを高めた卓越した指導者だったと認識・評価されていることが感じられます。「自由で開かれたインド太平洋」を構想し、これを米国、豪州はもちろん、インドそして欧州まで広く共有される行動理念にまで推し進めたことはレガシーの一つだと言えます。国葬儀にはポルトガルからフェロ・ロドリゲス前共和国議会議長が参列してくださいました。当国からの懇ろな弔意と連帯に、感謝を表したいと思えます。

## 2. 政治・経済関係

### (1) コスタ首相、ニュシ・モザンビーク大統領と会談

9月1日から2日にかけて、コスタ首相はモザンビークを訪問し、モザンビークのフェリペ・ニュシ大統領と会談しました。会談ではモザンビークのテロ対策や社会・経済開発に関する協力等について意見を交わしました。同訪問にはコスタ首相に加え、ゴメス・クラヴィーニョ外務大臣、カレイラス国防大臣、アントゥーネス農業・食料大臣、アンドレ外務・国際協力担当副大臣、メンドンサ・メンデス税務担当副大臣、ネヴェス経済担当副大臣も同行しました。コスタ首相は、2日目の首脳会談終了後の記者会見で「今回のサミットは、政治、経済、軍事・安全保障全ての面で前向きであった。政治的観点では、両政府間で協力を強化するための政治的意思及び一致が事実として存在する。我々には発展させるべき新たな協力分野があり、また、ポルトガル当局及びモザンビーク当局双方はモザンビークの開発を支援するための協働及び両国・両国民の伝統的な友情を強化するための共通の意思を有している。」と訪問の意義を述べました。

### (2) ポルトガル政府、物価上昇に対する経済支援パッケージを発表

9月5日、ポルトガル政府は、進行する物価上昇対策として、低所得者層に対する臨時支援金の給付を始めとした、24億ユーロ規模の経済支援パッケージを閣議決定しまし

た。政府は今年7月までに物価上昇への対応策としてすでに16億ユーロを投入しており、今次投入で合計額は40億ユーロに到達します。

同支援パッケージの閣議決定に関し、コスタ首相は「ポストコロナやロシアによるウクライナ侵攻により、我々はかつて経験したことのないようなインフレーションに見舞われている。インフレを加速化させる要因を排除しつつ、かつ各家庭の短期的な購買力を維持しながらインフレに対応することは容易ではないが、やれることは全てやる必要がある。政府は2022年全体を通して、エネルギーや燃料への減免等を通じて各家庭を支援してきた。今後も政府は責任を持って、戦争の影響やインフレへの新たな政策導入の必要性等を評価していくと共に、目下改革が急がれる国民保健サービス（SNS）の強化や国債残高減少等にも対応していく所存である。」と経済支援の重要性を述べました。

### （3）レベロ・デ・ソウザ大統領、ブラジル独立200周年式典に出席

9月6日から9日にかけて、レベロ・デ・ソウザ大統領はブラジル独立200周年記念式典に参加するため、ブラジルを訪問しました。レベロ・デ・ソウザ大統領は、同式典への出席の他、ボルソナロ大統領との会談、ポルトガル語公用語圏諸国共同体（CPLP）各国首脳との昼食会、パシエコ・ブラジル上院議員議長との夕食会、ブラジル下院での基調講演、ブラジリア在住ポルトガル人コミュニティとの歓談といった予定をこなしました。ボルソナロ大統領との会談後、レベロ・デ・ソウザ大統領は「ブラジルの200年の歴史にふさわしく、とても良い会談であった。25万人ものポルトガル在住ブラジル人は人口約1,000万人のポルトガルにおいて非常に大きな地位を占めている。これは、ポルトガル人のブラジル訪問・在住だけでなく、ブラジル人のポルトガル訪問・在住が、両国関係を強化しているという事実である。」とブラジル独立200周年を祝うと共に、今後の二国間関係の更なる発展を願いました。

### （4）新保健大臣が就任

9月9日、ポルトガル政府は、8月に辞任したマルタ・テミード前保健大臣の後任に、マヌエル・ピザロ新保健大臣を任命しました。任命されたピザロ新保健大臣は就任にあたり「ポルトガル国民の健康及び国民保健サービス（SNS）のために働くという強い決意と意思を持ってこの挑戦を受け入れる。」と意気込みを述べました。また、15日には政府は保健省副大臣及び首相府担当副大臣を新たに任命しました。新たに就任した大臣及び副大臣は以下のとおりです。

#### 【新大臣及び新副大臣】

保健大臣：マヌエル・ピザロ（元保健副大臣）

保健担当副大臣：リカルド・メストレ（新任）

保健促進担当副大臣：マルガリダ・タヴァレス（新任）

首相府担当副大臣（新規ポスト）：ルイス・アルヴェス（新任）

## (5) インテルカンパス社の世論調査結果－ 8月

9月19日、インテルカンパス社は政党支持に関する世論調査の結果を発表しました。物価上昇への対応が続く中、与党・社会党（PS）の支持率は30.6%（前月比2.6ポイント減）に減少し、最大野党・社会民主党（PSD）の支持率は24.7%（同1.9ポイント増）と増加しました。PSとPSDの支持率の差は5.9ポイント（前月比4.4ポイント減）に縮小しました。その他主要政党では、シェーガ党（CH）、左翼連合（BE）、統一民主連合（CDU）及び人と動物と自然の党（PAN）の支持率が増加し、リベラル主導党（IL）及び自由党（Livre）の支持率が減少しました。同社による最近の政党別支持率は以下のとおりです。

### 【政党別支持率推移※<sup>1</sup>】

政党	1月	5月	6月	7月	8月	9月
社会党（PS）	29.0	34.5	34.3	35.1	33.1	30.6
社会民主党（PSD）	24.1	18.5	21.7	19.8	22.8	24.7
シェーガ党（CH）	5.8	7.7	8.2	8.3	8.4	9.2
リベラル主導党（IL）	4.6	6.8	6.9	8.5	7.1	5.2
左翼連合（BE）	7.0	5.2	5.2	5.4	5.0	5.2
統一民主連合（CDU※ <sup>2</sup> ）	4.9	3.6	3.2	2.8	2.2	2.9
人と動物と自然の党（PAN）	3.5	3.6	2.7	2.2	1.3	2.5
自由党（Livre）	0.5	1.8	1.2	1.7	1.9	1.8
民衆党（CDS）	0.9	2.9	2.9	2.0	0.7	1.1

※<sup>1</sup> 2月～4月数値は未公表

※<sup>2</sup> ポルトガル共産党（PCP）・緑の党（PEV）の連合

## (6) コスタ首相、国連総会で演説

9月22日、コスタ首相は国連総会の一般討論演説に登壇しました。コスタ首相は演説で「ロシアが紛争を激化させ、核兵器に頼った無責任な脅迫を行う時ではない。ロシアは戦闘をやめ、停戦及び平和に向けた真摯で継続した対話の創設を認めなければならない。ウクライナに対する不当でいわれのない侵略は、国際法、特に国連憲章に明らかに違反している。我々はロシアの侵略を今一度非難し、ポルトガルはウクライナの主権、独立、領土保全に対する支援を強化する。犯した罪に対する罰を免れることが無いよう、独立した、公平で透明性ある調査を要請する。この紛争の解決及び食料危機といった悪影響軽減のため、事務総長を始めとする、国連の全てのシステムにおける努力に敬意を表する。経済・社会的な立場の低い人々の多くがエネルギー・食料危機の影響を最も受けている。ロシアに適用される然るべき制裁は、直接的にも間接的にも穀物や肥料の支払い、輸送、生産に影響を与えてはならない。」とウクライナ情勢におけるロシアの行動を非難しまし

た。また、同問題に加え、国連安全保障理事会改革やポルトガルの2027-2028年安保理非常任理事国立候補などについても言及しました。

### 3. 広報・文化・その他関係

#### (イベント)

#### (1) セトゥーバル映画祭での日本映画上映

10月8日(土)、セトゥーバル映画祭において、日本の無声映画「狂った一頁」(衣笠貞之助監督)を上映いたします。また、当日は、弁士としてカムラアツコ氏をお迎えいたします。皆様のご参加をお待ちしております。

詳細はこちら：<https://www.festivalfilmfest.com/benshi>

#### (2) 中村天平氏 ピアノコンサート

10月28日(金)、オリエンタ博物館において、中村天平氏によるピアノコンサートを開催いたします。2015年以来2度目のポルトガルでのコンサート実施となります。28日19時、オリエンタ博物館にて、多くのご参加をお待ちしております。

詳細はこちら：<https://www.foriente.pt/detalhe.php?id=DDCA2ABA-029C-45AC-A4C5-80047D58732B&area=espectaculos>

中村天平氏プロフィール (Tempei Nakamura Official Website より一部抜粋)：

神戸出身。中学時代に阪神大震災で自宅が全壊。高校は半年で中退。家を出て解体業に従事しながら生計を立てる。

中学から完全にピアノと離れていたが、音楽専門学校から大阪芸術大学演奏学科ピアノコースに進学、同コースを首席で卒業。2006年よりニューヨークへ留学。2008年にEMIよりCDデビュー。2010年にはニューヨークのカーネギーホール(ワイルリサイタル)でのデビューを果たす。以降毎年アメリカ、ヨーロッパ・ツアーも行っている。2020年からは大阪芸術大学の客員教授に着任。

#### (3) ポルトガル日本語教師会主催による日本語教育セミナーの開催

以下の通り、ポルト大学文学部においてポルトガル日本語教師会主催による日本語教育セミナーが開催されます。日本語教師会の会員以外でも、日本語教育に関心のある方のご参加を歓迎いたします。

講師：京都外国語大学 中西久実子教授

タイトル：「知っておきたい「は」「が」の文法ルールとは」

内容：中西教授の著書『日本語文法演習 助詞 ―「は」と「が」、「複合格助詞」、とりたて助詞など―』の内容を抜粋し、「は」と「が」について一緒に考えます。

開催日時：2022年10月23日(日) 13:00~15:00

開催場所：ポルト大学文学部

開催方法：対面のみ

申し込み：<https://forms.gle/HZD4EWkrcUyULarVA>

同締め切り：2022年10月15日（土）

参加費：無料

詳細・お問い合わせ：[apjajapones@gmail.com](mailto:apjajapones@gmail.com)（ポルトガル日本語教師会）

## （報告）

### （4）日本資料専門家欧州協会年次大会オープニングレセプションの実施

9月14日、駐ポルトガル日本国大使公邸において、日本資料専門家欧州協会年次大会オープニングレセプションを開催いたしました。

今回のレセプションは、マカオ科学文化センター主催により日本資料専門家欧州協会年次大会がポルトガルで実施される機会を捉え、開催したものです。レセプションには、各国から多くの日本資料専門家の皆様にご参加いただきました。

牛尾大使は挨拶の中で、来年は日本・ポルトガル交流480周年であることを両国交流の歴史とともに紹介しました。また、日本とポルトガルはともに海洋国家としての伝統を有することに言及し、今後も基本的価値観を共有する主体として、我が国は海洋秩序維持及び海洋開発に努力していきたい旨述べました。さらに、各地で日本資料研究を行っている研究者の皆様への感謝の意と、研究者の活躍する地と日本の更なる友好関係発展への期待を述べました。



## （お知らせ）

今後、当館主（共）催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、[cultural@lb.mofa.go.jp](mailto:cultural@lb.mofa.go.jp)まで御連絡ください。

## 4. 領事関係

### (1) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスに関する情報は、以下のサイトを御参照ください。なお、現在、国内では、医療機関・施設、高齢者・要介護者・障害者の支援施設及び当該者の自宅支援におけるマスクの着用が義務付けられています。

〈参考〉

ポルトガル保健省保健総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

### (2) 日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

ア 日本時間10月11日午前0時以降、5月下旬から導入されていた「赤」、「黄」、「青」の区分（ポルトガルは「黄」指定）はなくなり、全ての国が「青」扱いとなります。

これに伴い、同日時以降、入国時に求められる措置は以下のとおりです。

#### **新型コロナウイルスワクチン未接種、1回あるいは2回接種した方**

全ての入国・帰国者は、ポルトガル出国時刻前72時間以内に受検した検査（陰性）証明書の提出が求められます。本邦到着時の空港での検査及び自宅等待機は求められません。

#### **新型コロナウイルスワクチンを3回分接種した方**

3回分の接種証明書が提出できれば、出発前検査、入国時の空港での検査並びに自宅等待機は不要です。

イ また、同日時以降、これまで求められていた誓約書の提出も不要となり、指定のアプリ（MySOS）に事前登録いただくのは、質問票、ワクチン接種証明書及び検査（陰性）証明書（必要な方のみ）となる予定です。なお、厚生労働省では、引き続き「ファストトラック」の利用を推奨しています。入国時の検疫手続きにかかる時間が短縮できますので、当該ウェブサイト（<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>）を御参照の上、是非事前に御登録ください。

ウ 上記アの検査（陰性）証明書については、日本に向かう当国発便の出発時刻前72時間以内に受検した検査結果が有効となります。同証明には厚生労働省所定の様式（[日本語・英語](#)又は[英語・ポルトガル語](#)）を御利用ください。この様式による証明を行う当国内

の医療機関・検査機関のリストは当館ウェブサイト (<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178283.pdf>) に掲載しています。なお、同様式に記載されている検体、検査方法等全ての項目が英語で網羅されていれば、医療・検査機関の様式でも差し支えありません。

### (3) ポルトガルへの入国について

現在、日本を起点とするポルトガルへの渡航はその目的を問わず認められており、7月1日以降、入国時のワクチン接種証明書あるいは陰性証明書の提示も不要となっています。

### (4) 海外在留邦人等向けワクチン接種事業

日本で新型コロナウイルスのワクチン接種を希望する方は、詳細につき次の外務省海外安全HPを御確認ください。<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

### (5) 外国籍者の日本への入国

日本国とポルトガル共和国との間の一般旅券所持者に対する相互査証免除措置（滞在90日以下）は、日本時間10月11日から適用を再開します。（同11日までは、日本国内に所在する企業・団体等の受入責任者が、入国者健康確認システム（ERFS）による所定の申請を完了した場合に限りビジネスや観光目的による短期滞在の新規入国も引き続き認められます。）なお、長期滞在者及び相互査証免除措置のない国及び地域については、従前どおり査証を要しますのでご注意ください。詳細は、外務省ウェブサイト（[新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について | 外務省 \(mofa.go.jp\)](https://www.mofa.go.jp/press/2022/10/11/covid19/)）を御覧ください。

### (6) 日本入国に際する畜産物や植物の持ち込みについて

海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持ち込みは法律で厳しく制限されています。持ち込むと重い罰則の対象になりますので、御帰国の際は肉製品や果物・野菜等を持っていないよう御注意ください。詳細は以下のリンク（農林水産省）を御確認ください。

（動物検疫）<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

（植物防疫）<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

### (7) 海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先を御参照ください。また、登録申請を希望される方は、当館領事班宛てにお電話かメールで御来館の予約をお取りください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

イ 本年4月1日から、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始しました。遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方は、ビデオ通話を通じた本人確認及び事前に郵送、電子メールによる送付又は託送された提出書類の原本確認を行うことによつて、来館いただくことなく在外選挙人登録申請ができます。ご希望の方は事前に当館まで御相談ください。

## (8) 日本国内の空港における税関検査上電子申告ゲートの活用

現在、日本国内の6空港（成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港）においては、税関手続の円滑化を図ることを目的として、税関検査場電子申告ゲートが設置されています。同ゲートの利用はIC旅券保持者に限られますが、人と人の接触を軽減するものでもあり、新型コロナウイルス感染症対策としても推奨されています。御利用に当たっては、あらかじめ、以下のリンクから税関申告アプリをダウンロードしてください。

<https://itunes.apple.com/jp/app/id1454991621>

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile>

## (9) 在留届に関するお願い

近年、海外で生活する日本人の増加にともない、海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースが増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事故・災害に遭われた場合、当館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。また、「在留届」を提出いただいた方々には、目下の新型コロナウイルス感染症に係る現況を始め、大規模事件・事故・自然災害、テロなどの安全に係る情報を提供しています。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務づけられています。もし、ポルトガルに在住中のご友人・知人で、まだ在留届を提出していない方を御存じでしたら、届出を行うよう御案内ください。

また、本届により当館が把握している情報の精度を維持するため、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」のご提出も忘れずにお願いいたします。

届け出はこちらから→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

## (10) 第三国出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等で第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いいたします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、昨今の新型コロナウ

ウイルス感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

御登録はこちらからお願いします↓

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

## (11) マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

ア あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするためには、安全で確実な本人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

イ マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、自治体によっては、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得が可能です。毎日朝6時半から夜11時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります(ただし、市区町村によって手数料やサービス内容が異なります。)。また、マイナンバーカードを用いて e-Tax による確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。2021年3月からは、マイナンバーカードは健康保険証としても使えるようになりました。病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができます。同3月の利用開始時点で全国の医療機関や薬局の6割程度においてまた、令和5年(2023年)3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。

ウ マイナンバーカードは健康保険証として機能するので、就職や転職、引っ越しをした場合でも保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードを持つと本人活用が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

エ カードの交付手数料は無料です。まだお持ちでない方は、御帰国後速やかに取得申請を行って頂くようお願いします。

## (12) 御来館時のお願い

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を念頭に、領事窓口は**予約制**を採っております。御来館の際は、事前にお電話かEメールで予約をお取りいただきますようお願いいたします。関連頁はこちら→[大使館案内 | 在ポルトガル日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](#)

### (13) 本「大使館便り」を含む当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からの御意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、御意見・御要望等があれば、お気軽に下記領事班あてにEメールにて御連絡下さい。

#### 在ポルトガル日本国大使館（領事班）

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 email：[consular@lb.mofa.go.jp](mailto:consular@lb.mofa.go.jp)